

京 都 大 学 通 則 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第36条 研究科(総合生存学館、地球環境学舎及び経営管理教育部を含む。以下同じ。)に博士課程を置く。</p> <p>2 博士課程の標準修業年限は、5年とする。ただし、医学研究科医学専攻及び薬学研究科薬学専攻の博士課程の標準修業年限は、4年とする。</p> <p>3 博士課程(前項ただし書の博士課程を除く。)は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱う。</p> <p>4 医学研究科社会健康医学系専攻、地球環境学舎地球環境学専攻及び経営管理教育部経営科学専攻の博士課程は、後期3年の課程とする。</p> <p>5 第3項の規定にかかわらず、アジア・アフリカ地域研究研究科及び総合生存学館の博士課程は、課程の区分を設けない。</p> <p>6 第3項の前期2年及び後期3年の課程並びに前項の課程は、それぞれ「修士課程」及び「博士後期課程」並びに「一貫制博士課程」という。</p> <p>7 学生で、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを志望する者には、当該研究科の定めるところにより、その計画的な履修(第49条第2項、第50条第6項及び第53条の12第3項において「長期履修」という。)を許可することがある。</p> <p>(中 略)</p>	<p>第36条</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4 <u>文学研究科京都大学・ハイデルベルク大学国際連携文化越境専攻の博士課程は、国際連携専攻(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第35条第1項の規定による外国の大学院と連携して教育研究を実施するための専攻をいう。以下同じ。)</u>とし、<u>前期2年の課程とする。</u></p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8 学生で、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを志望する者には、当該研究科の定めるところにより、その計画的な履修(第49条第5項、第50条第6項及び第53条の12第3項において「長期履修」という。)を許可することがある。</p>
<p>第37条 (略)</p> <p>2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格した者であつて、本学において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めたる者</p> <p>(7)・(8) } (略)</p> <p>3</p> <p>(中 略)</p>	<p>第37条</p> <p>2</p> <p>(1)～(5)</p> <p>(6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格した者であつて、本学において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めたる者</p> <p>(7)・(8) } (同 左)</p> <p>3</p>
<p>第42条の2 入学志望者は、願書に添えて検定料を納めなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、国費外国人留学生及び実施要項第4条第2号の推薦による入学志望者は、検定料の納付を要しない。</p>	<p>第42条の2</p> <p>2</p> <p>(同 左)</p>

改正前	改正後
<p>3 前項に定めるもののほか、本学と外国の大学との間において相互の大学の学位を取得させることを目的として締結した大学間交流協定（相互に正規学生を受け入れるもので、その数並びに検定料、入学料及び授業料の相互不徴収並びに有効期間が記されているものに限る。以下同じ。）に基づき受け入れる<u>外国人留学生</u>は、検定料の納付を要しない。</p>	<p>3 前項に定めるもののほか、本学と外国の大学との間において相互の大学の学位を取得させることを目的として締結した大学間交流協定（相互に正規学生を受け入れるもので、その数並びに検定料、入学料及び授業料の相互不徴収並びに有効期間が記されているものに限る。以下同じ。）に基づき受け入れる<u>外国の大学院の学生又は国際連携専攻に受け入れる当該連携して教育研究を実施する外国の大学院（以下「連携外国大学院」という。）の学生</u>は、検定料の納付を要しない。</p>
<p>第42条の3 入学に際しては、所定の入学手続期間内に入学料を納めなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、国費外国人留学生及び実施要項第4条第2号又は第4号の推薦により、前項の期間までにその採用が決定している者は、入学料の納付を要しない。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、本学と外国の大学との間において相互の大学の学位を取得させることを目的として締結した大学間交流協定に基づき受け入れる<u>外国人留学生</u>は、入学料の納付を要しない。</p>	<p>第42条の3</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 前項に定めるもののほか、本学と外国の大学との間において相互の大学の学位を取得させることを目的として締結した大学間交流協定に基づき受け入れる<u>外国の大学院の学生又は国際連携専攻に受け入れる連携外国大学院の学生</u>は、入学料の納付を要しない。</p>
<p>第42条の4 教育課程は、教育上の目的を達成するために必要な科目を開設するとともに研究指導の計画を策定して、体系的に編成するものとする。</p> <p>2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。</p>	<p>第42条の4</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 <u>国際連携専攻の教育課程の編成に当たっては、当該連携外国大学院が開設する科目を本学大学院の教育課程の一部とみなして当該連携外国大学院と連携した教育課程（以下「国際連携教育課程」という。）を編成し、又は当該連携外国大学院と共同して科目を開設することができる。</u></p>
<p>第43条 科目、その授業及び研究指導は、当該研究科の定めるところによる。</p> <p>2 前項の場合において、研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。</p> <p>3 当該研究科において必要と認めるときは、学部若しくは他の研究科等（研究科又は公共政策教育部をいう。以下同じ。）の科目を履修させ、修士課程、博士後期課程、一貫制博士課程若しくは医学研究科及び薬学研究科の博士課程の単位とし、又は他の研究科において研究指導を受けさせ、修士課程、博士後期課程、一貫制博士課程若しくは医学研究科及び薬学研究科の博士課程の修了に必要な研究指導の一部とすることができる。</p>	<p>第43条</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 (同左)</p>

改正前	改正後
<p>(中 略)</p> <p>第49条 修士課程の修了の要件は、同課程に2年以上在学して、研究指導を受け、専攻科目につき30単位以上を修得し、かつ、当該研究科の行う修士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間については、当該研究科の定めるところにより、優れた研究業績を挙げた者について、同課程に1年以上の在学をもって足りるものとすることができる。</p>	<p>4 <u>前条第3項の規定による連携外国大学院が開設する国際連携教育課程に係る科目について修得した単位又は連携外国大学院において受けた国際連携教育課程に係る研究指導は、当該研究科の定めるところにより、本学大学院における国際連携教育課程に係る科目の履修により修得し、又は当該国際連携教育課程に係るものとみなすものとする。</u></p> <p>5 <u>前条第3項の規定による連携外国大学院と共同して開設する科目の履修により修得した単位は、当該研究科の定めるところにより、5単位を超えない範囲で、本学大学院又は当該連携外国大学院のいずれかにおいて修得したものとすることができる。ただし、第49条第2項の規定により連携外国大学院において修得することとしている単位数に満たない場合は、当該単位を連携外国大学院において修得した単位とすることはできない。</u></p> <p>第49条 (同 左)</p> <p>2 <u>前項に定めるもののほか、国際連携専攻の修士課程の修了の要件は、本学大学院において当該国際連携専攻の教育課程に係る科目の履修により15単位以上を修得し、かつ、当該連携外国大学院において国際連携教育課程に係るものとして開設する授業科目の履修により10単位以上を修得することとする。</u></p> <p>3 <u>前項の規定により本学大学院において修得する単位数には、第43条第4項の規定により当該国際連携教育課程に係る科目の履修により修得したものとみなす連携外国大学院が開設する国際連携教育課程に係る科目について修得した単位を含まないものとする。</u></p> <p>4 <u>第2項の規定により本学大学院又は連携外国大学院において修得する単位数には、第45条第5項の規定により本学大学院における科目の履修により修得したものとみなす他の大学の大学院又は外国の大学の大学院における科目の履修により修得した単位及び第46条の2第1項の規定により本学大学院に入学した後の本学大学院における科目の履修により修得したものとみなす本学大学院に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位を含まないものとする。ただし、連携外国大学院に入学した学生が国際連携教育課程を履修するために本学大学院に入学する場合において、本学大学院に入学する前に当該連携外国大学院が開設する国際連携教</u></p>

改正前	改正後
<p>2 在学年限は、4年を超えることができない。長期履修の場合の在学年限についても同様とする。</p> <p>(中略)</p> <p>第51条 授業料は、年額を次の2期に分けて、所定の期日に納めなければならない。</p> <p>第1期 4月から9月まで 年額の2分の1に相当する額</p> <p>第2期 10月から3月まで 年額の2分の1に相当する額</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、本学と外国の大学との間において相互の大学の学位を取得させることを目的として締結した大学間交流協定に基づき受け入れる<u>外国人留学生</u>は、授業料の納付を要しない。</p> <p>(中略)</p> <p>第53条の15 第10条第3項、第11条、第12条第2項ないし第4項及び第7項本文、第13条、第17条、第18条の2、第23条第5項及び第6項ないし第24条、第28条第1項ただし書及び第2項ないし第4項、第30条ないし第34条、第36条第7項、第36条の2、第38条、第39条(第2号の場合に限る。)、第40条ないし第42条の3、第47条第1項及び第2項、第51条及び第52条の規定は、専門職大学院等学生の場合に準用する(法科大学院にあつては、第42条の2第3項、第42条の3第3項及び第51条第2項を除く。)。この場合において、第25条及び第32条第2項中「学部長」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と、第36条第7項、第36条の2、第38条第2項及び第39条(第2号の場合に限る。)中「研究科」とあるのは「研究科又は教育部」と、第40条第1項中「研究科に転科(地球環境学舎及び経営管理教育部にあつては転部)」とあるのは「研究科又は教育部に、それぞれ、転科若しくは転部」と、「当該研究科」とあるのは「当該研究科又は教育部」と、同条第2項中「研究科」とあるのは「研究科又は教育部」と、第41条中「研究科長(総合生存学館長、地球環境学舎長及び経営管理教育部長を含む。以下同じ。)」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と、第42条並びに第47条第1項及び第2項中「研究科長」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と読み替えるものとする。</p>	<p><u>育課程に係る科目について修得した単位のうち、第46条の2第1項の規定により本学大学院に入学した後の本学大学院における科目の履修により修得したものとみなす単位は、連携外国大学院において修得する単位数に含むことができる。</u></p> <p>5 (同左)</p> <p>第51条 (同左)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、本学と外国の大学との間において相互の大学の学位を取得させることを目的として締結した大学間交流協定に基づき受け入れる<u>外国の大学院の学生又は国際連携専攻に受け入れる連携外国大学院の学生</u>は、授業料の納付を要しない。</p> <p>第53条の15 第10条第3項、第11条、第12条第2項ないし第4項及び第7項本文、第13条、第17条、第18条の2、第23条第5項及び第6項ないし第24条、第28条第1項ただし書及び第2項ないし第4項、第30条ないし第34条、第36条第8項、第36条の2、第38条、第39条(第2号の場合に限る。)、第40条ないし第42条の3、第47条第1項及び第2項、第51条及び第52条の規定は、専門職大学院等学生の場合に準用する(法科大学院にあつては、第42条の2第3項、第42条の3第3項及び第51条第2項を除く。)。この場合において、第25条及び第32条第2項中「学部長」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と、第36条第8項、第36条の2、第38条第2項及び第39条(第2号の場合に限る。)中「研究科」とあるのは「研究科又は教育部」と、第40条第1項中「研究科に転科(地球環境学舎及び経営管理教育部にあつては転部)」とあるのは「研究科又は教育部に、それぞれ、転科若しくは転部」と、「当該研究科」とあるのは「当該研究科又は教育部」と、同条第2項中「研究科」とあるのは「研究科又は教育部」と、第41条中「研究科長(総合生存学館長、地球環境学舎長及び経営管理教育部長を含む。以下同じ。)」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と、第42条並びに第47条第1項及び第2項中「研究科長」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と読み替えるものとする。</p>

改正前	改正後
(中略)	
第64条 委託生、科目等履修生又は聴講生として入学を志望する者は、願書に添えて検定料を納めなければならない。	第64条
2 委託生、科目等履修生又は聴講生として入学する者は、入学に際して、所定の期日までに入学料を納めなければならない。特別聴講学生、特別研究学生又は特別交流学生として入学する者は、入学料の納付を要しない。	2
3 委託生、科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生の授業料は、履修又は聴講科目の単位数に応じて、特別研究学生の授業料は、研究指導を受ける期間の月数に応じて、それぞれ所定の期日までに納めなければならない。ただし、特別交流学生並びに次の各号に掲げる特別聴講学生及び特別研究学生は、授業料の納付を要しない。	3
(1) 国立大学(国立大学法人法(平成15年法律第112号)に基づき設置される大学で、当該大学との間における学生の交流協定又は協議に基づき授業料の相互不徴収が確認できるものに限る。)の学生又は大学院の学生	(1)
(2) 本学と公立又は私立の大学との間において締結した大学間相互単位互換協定(相互に授業科目を履修し、単位を修得することを認めるもので、授業料の相互不徴収及び有効期間が記されているものに限る。)に基づき受け入れる公立又は私立の大学の学生	(2)
(3) 本学と公立又は私立の大学との間において締結した大学間特別研究学生交流協定(相互に研究指導を受けることを認めるもので、授業料の相互不徴収及び有効期間が記されているものに限る。)に基づき受け入れる公立又は私立の大学の大学院の学生	(3)
(4) 本学と外国の大学との間において締結した大学間交流協定(学部若しくは研究科間の協定又は協定に準じるものを含み、相互に学生を受け入れるもので、その数、授業料の相互不徴収及び有効期間が記されているものに限る。)に基づき受け入れる外国の大学の学生	(4)
4 前3項の規定にかかわらず、 <u>文部科学省科学技術振興調整費新興分野人材養成プログラムに基づく科目等履修生に係る検定料、入学料及び授業料は、その納付を要しない。</u>	4 前3項の規定にかかわらず、 <u>科目等履修生又は聴講生として入学を志望し、又は入学する国費外国人留学生は、検定料、入学料及び授業料の納付を、Kyoto University International Undergraduate Programにおける予備教育科目を履修するために国際高等教育院の聴講生として入学する者は、入学料及び授業料の納付を要しない。</u>
5 受理した検定料、入学料及び授業料は、返還しない。	5 (同左)
6 入学料又は授業料を納めないときは、入学又は聴講若しくは研究指導を受けることを許可しない。	6 (同左)

(同左)

改 正 前	改 正 後
<p>第65条 (略)</p> <p>2 第10条第1項及び第3項、第11条、第12条第1項ないし第4項及び第7項本文、第13条、第23条第5項及び第6項ないし第25条、第28条第1項ただし書、第2項及び第4項、第30条ないし第34条、第36条第7項、第36条の2、第38条、第40条ないし第42条、第42条の4ないし第50条の2、第51条第1項、第52条、第53条後段、第55条、第56条の規定は、大学院の外国学生に準用する。</p> <p>3～8 (略) (後 略)</p> <p>別表第1 } 別表第2 } (略)</p>	<p>第65条 (同 左)</p> <p>2 第10条第1項及び第3項、第11条、第12条第1項ないし第4項及び第7項本文、第13条、第23条第5項及び第6項ないし第25条、第28条第1項ただし書、第2項及び第4項、第30条ないし第34条、第36条第8項、第36条の2、第38条、第40条ないし第42条、第42条の4ないし第50条の2、第51条第1項、第52条、第53条後段、第55条、第56条の規定は、大学院の外国学生に準用する。</p> <p>3～8 (同 左)</p> <p>附 則 この規程は、平成29年10月1日から施行する。ただし、第64条第4項の改正規定(科目等履修生又は聴講生として入学を希望し、又は入学する国費外国人留学生に係る規定に限る。)は、平成29年4月1日から適用する。</p> <p>別表第1 } 別表第2 } (別 添)</p>

別表第1 学部（第3条の2関係）

学部名	学科名	入学定員	収容定員
総合人間学部	総合人間学科	120	480
文学部	人文学科	220	880
教育学部	教育科学科	60(10)	260
法学部		330(10)	1,340
経済学部	経済経営学科	240(20)	1,000
理学部	理学科	311	1,244
医学部	医学科	107	642
	人間健康科学科	100(17)	563
	計	207(17)	1,205
薬学部	薬科学科	50	200
	薬学科	30	180
	計	80	380
工学部	地球工学科	185	740
	建築学科	80	320
	物理工学科	235	940
	電気電子工学科	130	520
	情報学科	90	360
	工業化学科	235	940
	計	955	3,820
農学部	資源生物科学科	94	376
	応用生命科学科	47	188
	地域環境工学科	37	148
	食料・環境経済学科	32	128
	森林科学科	57	228
	食品生物科学科	33	132
	計	300	1,200
総計		2,823(57)	11,809

(備考) 入学定員の( )を付したものは3年次編入学定員で外数

別表第2

## 1 大学院（第35条関係）

研究科名	専攻名	修士課程		博士後期課程		博士課程		合計収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
文学研究科	文献文化学専攻	33	69	18	54	—	—	385
		<del>36</del>	<del>72</del>					
	思想文化学専攻	20	42	11	33	—	—	
		<del>22</del>	<del>44</del>					
	歴史文化学専攻	20	42	11	33	—	—	
		<del>22</del>	<del>44</del>					
	行動文化学専攻	18	38	10	30	—	—	
		<del>20</del>	<del>40</del>					
現代文化学専攻	9	19	5	15	—	—		
	<del>10</del>	<del>20</del>						
京都大学・ハイデル ベルク大学国際連携 文化越境専攻	10	10	—	—	—	—		
計	110	220	55	165	—	—		

研究科名	専攻名	修士課程		博士後期課程		博士課程		合計収容定員		
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員			
教育学研究科	教育科学専攻	28	56	14	42	—	—	159		
	臨床教育学専攻	14	28	11	33	—	—			
	計	42	84	25	75	—	—			
法学研究科	法政理論専攻	21	42	24	78	—	—	120		
経済学研究科	経済学専攻	44	88	44	132	—	—	220		
理学研究科	数学・数理解析専攻	52	104	20	60	—	—	1,134		
	物理学・宇宙物理学専攻	81	162	48	144	—	—			
	地球惑星科学専攻	50	100	25	75	—	—			
	化学専攻	61	122	32	96	—	—			
	生物科学専攻	74	148	41	123	—	—			
	計	318	636	166	498	—	—			
医学研究科	医学専攻	—	—	—	—	170	651	915		
	医科学専攻	20	40	15	45	—	—			
	社会健康医学系専攻	—	—	12	36	—	—			
	人間健康科学系専攻	49	98	15	45	—	—			
	計	69	138	42	126	170	651			
薬学研究科	薬科学専攻	50	100	22	66	—	—	275		
	薬学専攻	—	—	—	—	15	60			
	医薬創成情報科学専攻	14	28	7	21	—	—			
	計	64	128	29	87	15	60			
工学研究科	社会基盤工学専攻	58	124	17	41	—	—	1,967		
	都市社会工学専攻	57	121	17	41	—	—			
	都市環境工学専攻	36	72	10	30	—	—			
	建築学専攻	75	147	22	70	—	—			
	機械理工学専攻	59	115	16	52	—	—			
	マイクロエンジニアリング専攻	30	58	7	23	—	—			
	航空宇宙工学専攻	24	47	7	23	—	—			
	原子核工学専攻	23	46	9	27	—	—			
	材料工学専攻	38	76	10	30	—	—			
	電気工学専攻	38	76	10	30	—	—			
	電子工学専攻	35	70	10	30	—	—			
	材料化学専攻	29	58	9	27	—	—			
	物質エネルギー化学専攻	39	77	11	33	—	—			
	分子工学専攻	35	69	10	34	—	—			
	高分子化学専攻	46	92	15	45	—	—			
	合成・生物化学専攻	32	63	10	30	—	—			
	化学工学専攻	34	65	7	25	—	—			
	計	688	1,376	197	591	—	—			
	農学研究科	農学専攻	33	66	8	24	—		—	876
		森林科学専攻	48	96	17	51	—		—	
応用生命科学専攻		63	126	17	51	—	—			
応用生物科学専攻		52	104	17	51	—	—			
地域環境科学専攻		50	100	15	45	—	—			



研究科名	専攻名	修士課程		博士後期課程		博士課程		合計収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
	生物資源経済学専攻	24	48	8	24	—	—	
	食品生物学専攻	33	66	8	24	—	—	
	計	303	606	90	270	—	—	
人間・環境学 学研究科	共生人間学専攻	69	138	28	84	—	—	532
	共生文明学専攻	57	114	25	75	—	—	
	相関環境学専攻	38	76	15	45	—	—	
	計	164	328	68	204	—	—	
エネルギー 科学研究科	エネルギー社会・環境科学専攻	29	58	12	36	—	—	365
	エネルギー基礎科学専攻	42	84	12	36	—	—	
	エネルギー変換科学専攻	25	50	4	12	—	—	
	エネルギー応用科学専攻	34	68	7	21	—	—	
	計	130	260	35	105	—	—	
アジア・ア フリカ地域 研究研究科	東南アジア地域研究専攻	—	—	—	—	10	50	150
	アフリカ地域研究専攻	—	—	—	—	12	60	
	グローバル地域研究専攻	—	—	—	—	8	40	
	計	—	—	—	—	30	150	
情報学 研究科	知能情報学専攻	37	74	15	45	—	—	558
	社会情報学専攻	36	72	14	42	—	—	
	先端数理科学専攻	20	40	6	18	—	—	
	数理工学専攻	22	44	6	18	—	—	
	システム科学専攻	32	64	8	24	—	—	
	通信情報システム専攻	42	84	11	33	—	—	
	計	189	378	60	180	—	—	
生命科学 研究科	統合生命科学専攻	40	80	19	57	—	—	249
	高次生命科学専攻	35	70	14	42	—	—	
	計	75	150	33	99	—	—	
総合生存学 館	総合生存学専攻	—	—	—	—	20	100	100
地球環境学 舎	地球環境学専攻	—	—	13	39	—	—	148
	環境マネジメント専攻	44	88	7	21	—	—	
	計	44	88	20	60	—	—	
経営管理教 育部	経営科学専攻	—	—	7	14	—	—	14
総計		2,261	4,522	895	2,684	235	961	8,167

2 専門職大学院・法科大学院（第53条の2第5項関係）

研究科名	専攻名	専門職学位課程		合計収容定員
		入学定員	収容定員	
法学研究科	法曹養成専攻	160	480	480
医学研究科	社会健康医学系専攻	34	68	68
公共政策教育部	公共政策専攻	40	80	80
経営管理教育部	経営管理専攻	80	160	160
総計		314	788	788